

新型コロナウイルス感染症に係る認定基準の運用緩和について

新型コロナウイルス感染症の長期化・拡大に伴う経済活動の抑制や、GoToキャンペーンを含む各種支援策の変更に伴う影響などを受けた中小企業者について、セーフティネット保証4号・5号及び危機関連保証の認定基準を緩和します。

認定基準（1月認定申請の場合の最近1か月とは12月または11月）

原則 最近1か月の売上高等と前年同月比較+その後2か月間（見込み）を含む3か月の売上高等と前年同期の実績を比較

緩和後 最近1か月の売上が昨年同月より上回っている場合は、「最近6か月の平均」と前年同月の平均を比較+その後2か月間を含む3か月の売上高等と前年同期を比較

例：1月認定申請の場合

令和2年7・8・9・10・11・12月の売上高の平均（a）と令和元年同月の売上高の平均（b）の比較
かつ

（a）+令和3年1・2月の売上見込みと（b）+令和2年1・2月の売上実績の比較

売上高等減少の基準については、セーフティネット保証4号は▲20%以上、セーフティネット保証5号は▲5%以上、危機関連保証は▲15%以上となります。

前年実績の無い創業者や、前年以降店舗や業容拡大してきた事業者は、
下記の3つの比較方法から選んで申請ください。

また、認定基準の「最近1か月」を「最近6か月の平均」とすることが可能です。

最近1か月の売上高等と最近1か月を含む最近3か月間の平均売上高等を比較

例：1月認定申請の場合

7・8・9・10・11・12月の売上高の平均と12月を含む10・11・12月の平均を比較

最近1か月の売上高等と令和元年12月の売上高等を比較して各基準以上に減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等と令和元年12月の売上高等の3倍を比較

例：1月認定申請の場合

7・8・9・10・11・12月の売上高の平均 (a) と令和元年12月を比較

かつ

(a) + 令和3年1・2月の売上見込みと令和元年12月の3倍を比較

最近1か月の売上高等と令和元年10月から12月の平均売上高等を比較して、各基準以上に減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等と令和元年10月から12月の3か月の合計売上高等を比較

例：1月認定申請の場合

7・8・9・10・11・12月の売上高の平均 (a) と令和元年10月から12月の平均を比較

かつ

(a) + 令和3年1・2月の売上見込みと令和元年10月から12月の合計を比較